

第1条（名称及び事務局）

砺波カイニョ倶楽部と称する

事務局は砺波市表町（14-10）天野一男建築工房内に置く
（電話、FAX 0763-33-6588）

第2条（目的）

砺波散居村のカイニョ風土と文化の充実、発展に寄与する

第3条（事業）

目的達成のため、次のことを心がけ実行する。

- （1）自覚的自発的にカイニョに近づき、付き合うこと
- （2）カイニョを中心とした体験、見聞、交流を広めること
- （3）会員相互の情報意見交換、連携をはかること
- （4）その他目的達成のために必要なこと

第4条（会員、会計）

- （1）会員は、カイニョの有無、地域、年齢に関係なく、会の主旨に賛同し、年会費一千元を添え申し込んだ者とする
- （2）本会の経費は、会費、寄付金等をもって充てる
- （3）会計年度は、毎年5月1日にはじまり翌年の4月末日に終わる

第5条

- （1）次の役員を置く。代表幹事1名 幹事若干名 事務局長1名 監事1名
- （2）役員任期は2年とし、留任はさまたげない
- （3）総会は年1回開催する

第6条（付則）

この会則は、平成9年4月12日より実施する

1 発足の意図（趣意書）

- 1) カイニョにこだわり、カイニョと付き合い、カイニョの充実を
- 2) カイニョと交流し、文化を育む
- 3) 全世代、全地域にカイニョ暮らしを普及
- 4) カイニョ風土、カイニョ公園の宣伝

2 事業内容（事例）

- 1) カイニョの保全 — 樹木を植え育てる、体験活動、苗木交換、手入れ講習
年寄りの体験に学ぶ
- 2) カイニョで楽しむ — 写生会、竹の子掘り、焼芋会、音楽会、焼肉会、撮影会
講演会、花見、カイニョ見学、バードウォッチング
- 3) 情報、案内、意見交換、会報
- 4) その他会員の希望をふまえ、役員会で具体化
- 5) 年に1~2回実行する

3 その他約束事項

- 1) 全てボランティアである
- 2) 事業経費は、時々行事の参加者負担
- 3) トラブルの責任は各人持ち
- 4) どんな行事も、会員には案内し出欠を確認（会員から連絡する）
- 4) 会員への連絡体制を作る